

第4編 事故災害対策

第1章 航空災害対策

第2章 鉄道災害対策

第3章 道路災害対策

第4章 危険物等災害対策

第5章 県外の原子力施設事故対策

目次

第4編 事故災害対策

第1章 航空災害対策.....	255
第1節 災害予防.....	255
第1 情報の収集・連絡体制の整備.....	255
第2 通信手段の確保.....	255
第3 職員の応急活動体制の整備.....	255
第4 防災関係機関との連携体制の整備.....	255
第5 救助・救急及び医療活動体制の整備.....	255
第6 緊急輸送活動体制の整備.....	255
第7 広報・広聴体制の整備.....	256
第2節 災害応急対策.....	257
第1 災害情報の収集・連絡.....	257
第2 通信手段の確保.....	259
第3 災害対策本部の設置.....	259
第4 災害対策本部の組織.....	259
第5 職員の非常参集.....	259
第6 広域応援の要請等.....	259
第7 県防災ヘリコプターの要請.....	259
第8 自衛隊への災害派遣要請.....	259
第9 救助・救急活動.....	259
第10 医療活動.....	260
第11 交通の確保.....	260
第12 広報・広聴活動.....	261
第2章 鉄道災害対策.....	262
第1節 災害予防.....	262
第1 鉄道交通の安全のための情報の充実.....	262
第2 鉄道の安全な運行の確保.....	262
第3 鉄道車両の安全性の確保.....	263
第4 情報の収集・連絡体制の整備.....	263
第5 通信手段の確保.....	263
第6 職員の応急活動体制の整備.....	263
第7 防災関係機関との連携体制の整備.....	264
第8 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	264
第9 緊急輸送活動体制の整備.....	264
第10 広報・広聴体制の整備.....	264

第 11	防災訓練の実施.....	264
第 12	鉄道交通環境の整備.....	265
第 13	再発防止対策の実施.....	265
第 2 節	災害応急対策.....	266
第 1	災害情報の収集・連絡.....	266
第 2	通信手段の確保.....	268
第 3	災害対策本部の設置.....	268
第 4	災害対策本部の組織.....	268
第 5	職員の非常参集.....	268
第 6	広域応援の要請等.....	268
第 7	県防災ヘリコプターの要請.....	268
第 8	自衛隊への災害派遣要請.....	268
第 9	救助・救急活動.....	268
第 10	医療活動.....	269
第 11	消火活動.....	269
第 12	交通の確保.....	269
第 13	代替交通手段の確保.....	269
第 14	広報・広聴活動.....	269
第 3 節	災害復旧.....	270
第 1	災害復旧.....	270
第 3 章	道路災害対策.....	271
第 1 節	災害予防.....	271
第 1	道路交通の安全のための情報の充実.....	271
第 2	道路施設の整備.....	271
第 3	情報の収集・連絡体制の整備.....	271
第 4	通信手段の確保.....	271
第 5	職員の応急活動体制の整備.....	272
第 6	防災関係機関との連携体制の整備.....	272
第 7	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	272
第 8	緊急輸送活動体制の整備.....	272
第 9	広報・広聴体制の整備.....	272
第 10	防災訓練の実施.....	272
第 11	その他の災害予防.....	273
第 2 節	災害応急対策.....	274
第 1	災害情報の収集・連絡.....	274
第 2	通信手段の確保.....	274

第 3	災害対策本部の設置.....	274
第 4	災害対策本部の組織.....	274
第 5	職員の非常参集.....	274
第 6	広域応援の要請等.....	274
第 7	県防災ヘリコプターの要請.....	275
第 8	自衛隊への災害派遣要請.....	275
第 9	救助・救急活動.....	275
第 10	医療活動.....	275
第 11	消火活動.....	275
第 12	交通の確保.....	276
第 13	広報・広聴活動.....	276
第 14	その他の災害応急対策.....	276
第 3 節	災害復旧.....	277
第 1	災害復旧.....	277
第 4 章	危険物等災害対策.....	278
第 1 節	災害予防.....	278
第 1	危険物の種類.....	278
第 2	危険物等施設の安全性の確保.....	278
第 3	情報の収集・連絡体制の整備.....	279
第 4	通信手段の確保.....	279
第 5	職員の応急活動体制の整備.....	279
第 6	防災関係機関との連携体制の整備.....	279
第 7	救助・救急、医療及び消火活動体制の整備.....	279
第 8	緊急輸送活動体制の整備.....	280
第 9	広報・広聴体制の整備.....	280
第 10	防災訓練の実施.....	280
第 11	その他の災害予防.....	281
第 2 節	災害応急対策.....	282
第 1	災害情報の収集・連絡.....	282
第 2	通信手段の確保.....	285
第 3	災害対策本部の設置.....	285
第 4	災害対策本部の組織.....	285
第 5	職員の非常参集.....	285
第 6	広域応援の要請等.....	285
第 7	県防災ヘリコプターの要請.....	285
第 8	自衛隊への災害派遣要請.....	285

第9	救助・救急活動.....	285
第10	医療活動.....	286
第11	消火活動.....	286
第12	交通の確保.....	286
第13	危険物等の大量流出に対する応急対策.....	286
第14	避難の受入活動.....	287
第15	広報・広聴活動.....	287
第16	専門知識の活用.....	287
第17	防護用資機材の確保.....	287
第18	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策.....	287
第19	その他の災害応急対策.....	289
第3節	災害復旧.....	290
第1	公共施設の災害復旧.....	290
第2	被災中小企業等の復興の支援.....	290
第5章	県外の原子力施設事故対策.....	291
第1節	災害予防.....	291
第1	基本方針.....	291
第2	情報の収集・連絡体制等の整備.....	291
第3	環境放射線モニタリング情報収集体制の整備.....	292
第2節	災害応急対策.....	293
第1	情報の収集.....	293
第2	異常事象等が発生した場合の対応.....	293
第3	住民等への情報伝達・相談活動.....	293
第4	水道水、飲食物の摂取制限等.....	294
第5	風評被害等の未然防止.....	294
第6	各種制限措置の解除.....	295
第3節	災害復旧対策.....	296
第1	風評被害等の影響軽減.....	296

第1章 航空災害対策

第1節 災害予防

第1 情報の収集・連絡体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第4「情報の収集・連絡体制の整備」を準用する。

第2 通信手段の確保

総務課

第2編第1章第2節第5「通信手段の確保」を準用する。

第3 職員の応急活動体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第6「職員の応急活動体制の整備」を準用する。

第4 防災関係機関との連携体制の整備

第2編第1章第2節第7「防災関係機関との連携体制の整備」を準用する。

第5 救助・救急及び医療活動体制の整備

総務課・健康介護課

1 救助・救急活動体制の整備

町は、館林地区消防組合消防本部と協力して救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医薬品、医療資機材の備蓄

町は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

第6 緊急輸送活動体制の整備

総務課・都市建設課

第2編第1章第2節第10「緊急輸送活動体制の整備」を準用する。

第7 広報・広聴体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第13「広報・広聴体制の整備」を準用する。

第2節 災害応急対策

第1 災害情報の収集・連絡

全ての課局

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅密集地等に墜落した場合は、住民が多数死傷するおそれがある。

このため、迅速な救助活動が展開されるよう、関係機関は、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡する必要がある。また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

1 災害情報の収集・連絡

- (1) 町は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 県への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）による。

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2 通信手段の確保

総務課

第2編第2章第2節第2「通信手段の確保」を準用する。

第3 災害対策本部の設置

全ての課局

第2編第2章第3節第1「災害対策本部の設置」を準用する。

第4 災害対策本部の組織

全ての課局

第2編第2章第3節第2「災害対策本部の組織」を準用する。

第5 職員の非常参集

全ての課局

第2編第2章第3節第4「職員の非常参集」を準用する。

第6 広域応援の要請等

総務課

第2編第2章第3節第5「広域応援の要請等」を準用する。

第7 県防災ヘリコプターの要請

総務課

第2編第2章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」を準用する。

第8 自衛隊への災害派遣要請

総務課

第2編第2章第3節第7「自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第9 救助・救急活動

総務課

1 関係機関との協力

- (1) 救出活動を実施する場合は、館林警察署その他関係機関と直ちに連絡をとり全面的な協力を得て万全を期するものとする。
- (2) 救出に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう、板倉消防署、医療機関等と緊密な連絡をとるものとする。

2 資機材等の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

3 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

4 惨事ストレス対策

町は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第10 医療活動

総務課・福祉課・健康介護課

1 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 町は、地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間取る場合、事故現場に近い場所に救護所を設置するものとする。
- (2) 町は、町内医療機関の協力を得て救護班を編成して、迅速な医療等の活動を行う。また、救護班を編成したときは、その旨を県に連絡するものとする。
ただし、町長は、負傷者等が増大し、救護に不足を生じた場合は、速やかに、日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

2 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たるものとする。

- (1) 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (2) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (3) 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

3 トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

第11 交通の確保

総務課・都市建設課

第2編第2章第6節第1「交通の確保」を準用する。

第12 広報・広聴活動

総務課

第2編第2章第10節第1 「広報・広聴活動」を準用する。

第2章 鉄道災害対策

第1節 災害予防

第1 鉄道交通の安全のための情報の充実

総務課

1 気象・地象・水象の情報の収集

鉄道事業者は、気象、地象、水象の情報の収集に努めるものとする。

2 事故防止知識の普及

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うなどして、事故防止に関する知識を広く一般に普及させるよう努めるものとする。

第2 鉄道の安全な運行の確保

総務課

1 列車防護用具の整備等

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

2 職員の教育訓練等

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努めるものとする。

3 施設の点検・監視

鉄道事業者は、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

4 鉄道の輸送の安全確保

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

5 計画運休への備え

鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③町への情報提供の仕方 などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくとともに、町との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

第3 鉄道車両の安全性の確保

総務課

1 検査精度の向上

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

2 各種データの分析

鉄道事業者は、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

第4 情報の収集・連絡体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第4「情報の収集・連絡体制の整備」を準用する。

第5 通信手段の確保

総務課

1 鉄道事業者における通信手段の確保

鉄道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

その際、電気通信事業者の協力を得るよう努めるものとする。

2 町における通信手段の確保

第2編第1章第2節第5「通信手段の確保」を準用する。

第6 職員の応急活動体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第6「職員の応急活動体制の整備」を準用する。

第7 防災関係機関との連携体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第7「防災関係機関との連携体制の整備」を準用する。

第8 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

総務課・健康介護課

1 救助・救急活動体制の整備

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (2) 町は、館林地区消防組合消防本部と協力して救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医薬品、医療資機材の備蓄

町は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

3 消火活動体制の整備

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

第9 緊急輸送活動体制の整備

総務課・都市建設課

1 鉄道事業者における緊急自動車の整備

鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

第10 広報・広聴体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第13「広報・広聴体制の整備」を準用する。

第11 防災訓練の実施

総務課

1 防災訓練の実施

- (1) 鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、町の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(2) 鉄道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 鉄道事業者及び町が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。

(2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第12 鉄道交通環境の整備

都市建設課

1 線路防護施設等の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。

2 運転保安設備の整備

鉄道事業者は、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

3 踏切道の改良の促進

鉄道事業者及び町は、踏切道の構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第13 再発防止対策の実施

総務課

1 事故原因の調査研究

鉄道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。

2 安全対策への反映

鉄道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設の状態、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

第1 災害情報の収集・連絡

全ての課局

1 鉄道事業者における災害情報の収集・連絡

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、町に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

2 町における災害情報の収集・連絡

- (1) 町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 県への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）による（第3号様式については第4編第1章第2節第1「災害情報の収集・連絡」1「災害情報の収集・連絡」参照）。

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (鎮圧日時) (月 日 時 分) (月 日 時 分) 鎮火日時
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建物の概要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼損程度	全焼 棟 } 計 棟 焼損面積 建物焼損床面積 m ² 半焼 棟 } 建物焼損表面積 m ² 部分焼 棟 } 林野焼損面積 ha ぼや 棟 }
り災世帯数	世帯 気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救急・救助活動状況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2 通信手段の確保

総務課

第2編第2章第2節第2「通信手段の確保」を準用する。

第3 災害対策本部の設置

全ての課局

第2編第2章第3節第1「災害対策本部の設置」を準用する。

第4 災害対策本部の組織

全ての課局

第2編第2章第3節第2「災害対策本部の組織」を準用する。

第5 職員の非常参集

全ての課局

第2編第2章第3節第4「職員の非常参集」を準用する。

第6 広域応援の要請等

総務課

第2編第2章第3節第5「広域応援の要請等」を準用する。

第7 県防災ヘリコプターの要請

総務課

第2編第2章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」を準用する。

第8 自衛隊への災害派遣要請

総務課

第2編第2章第3節第7「自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第9 救助・救急活動

総務課

1 鉄道事業者による救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

3 資機材等の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

4 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

5 惨事ストレス対策

町は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第10 医療活動

総務課・福祉課・健康介護課

第2編第2章第5節第2「医療活動」を準用する。

第11 消火活動

総務課

1 鉄道事業者による消火活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第12 交通の確保

総務課・都市建設課

第2編第2章第6節第1「交通の確保」を準用する。

第13 代替交通手段の確保

総務課

1 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

2 関係鉄道事業者の協力

被災していない関係鉄道事業者は、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第14 広報・広聴活動

総務課

第2編第2章第10節第1「広報・広聴活動」を準用する。

第3節 災害復旧

第1 災害復旧

総務課

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定められた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

2 鉄道の迅速な復旧

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

3 復旧予定時期の明確化

鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3章 道路災害対策

第1節 災害予防

第1 道路交通の安全のための情報の充実

都市建設課

1 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

町は、気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

2 異常現象の発見及び情報提供

町は、町が管理する道路について、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2 道路施設の整備

都市建設課

町は、町が管理する道路について、次により道路施設の整備を図るものとする。

- 1 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
- 2 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- 3 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- 4 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

第3 情報の収集・連絡体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第4「情報の収集・連絡体制の整備」を準用する。

第4 通信手段の確保

総務課

第2編第1章第2節第5「通信手段の確保」を準用する。

第5 職員の応急活動体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第6「職員の応急活動体制の整備」を準用する。

第6 防災関係機関との連携体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第7「防災関係機関との連携体制の整備」を準用する。

第7 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

総務課・健康介護課

1 救助・救急活動体制の整備

町は、館林地区消防組合消防本部と協力して救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医薬品、医療資機材の備蓄

町は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

3 消火活動体制の整備

町は、平常時から他の道路管理者と機関相互間の連携の強化を図るものとする。

第8 緊急輸送活動体制の整備

総務課・都市建設課

第2編第1章第2節第10「緊急輸送活動体制の整備」を準用する。

第9 広報・広聴体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第13「広報・広聴体制の整備」を準用する。

第10 防災訓練の実施

総務課

1 防災訓練の実施

- (1) 町は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等の周知徹底を図るものとする。
- (2) 町は、県、他の市町村、県警察、消防機関及び他の道路管理者等と、相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第11 その他の災害予防

総務課・都市建設課

1 危険物等防除資機材の整備

町は、町が管理する道路について、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

2 応急復旧活動体制の整備

町は、町が管理する道路について、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

3 災害復旧への備え

町は、町が管理する道路について、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

4 防災知識の普及

町は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

5 再発防止対策の実施

町は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

第1 災害情報の収集・連絡

全ての課局

1 災害情報の収集・連絡

- (1) 町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 県への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）又は第1号様式（火災）による（第3号様式については第4編第1章第2節第1「災害情報の収集・連絡」1「災害情報の収集・連絡」、第1号様式については第4編第2章第2節第1「災害情報の収集・連絡」1「町における災害情報の収集・連絡」参照）。

第2 通信手段の確保

総務課

第2編第2章第2節第2「通信手段の確保」を準用する。

第3 災害対策本部の設置

全ての課局

第2編第2章第3節第1「災害対策本部の設置」を準用する。

第4 災害対策本部の組織

全ての課局

第2編第2章第3節第2「災害対策本部の組織」を準用する。

第5 職員の非常参集

全ての課局

第2編第2章第3節第4「職員の非常参集」を準用する。

第6 広域応援の要請等

総務課

第2編第2章第3節第5「広域応援の要請等」を準用する。

第7 県防災ヘリコプターの要請

総務課

第2編第2章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」を準用する。

第8 自衛隊への災害派遣要請

総務課

第2編第2章第3節第7「自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第9 救助・救急活動

総務課

1 町による救助・救急活動

町は、消防機関、警察機関等からの要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

2 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

3 資機材等の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

4 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

5 惨事ストレス対策

町は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第10 医療活動

総務課・福祉課・健康介護課

第2編第2章第5節第2「医療活動」を準用する。

第11 消火活動

総務課

1 町による消火活動

町は、町が管理する道路について、消防機関と協力し、迅速かつ的確な初期消火活動に努めるものとする。

第12 交通の確保

総務課・都市建設課

第2編第2章第6節第1「交通の確保」を準用する。

第13 広報・広聴活動

総務課

第2編第2章第10節第1「広報・広聴活動」を準用する。

第14 その他の災害応急対策

総務課・都市建設課

1 危険物等による二次災害の防止

町は、町が管理する道路について、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努めるものとする。

2 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 町は、町が管理する道路について、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、町が管理する道路について、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

第3節 災害復旧

第1 災害復旧

総務課・都市建設課

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

町は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明示

町は、町が管理する道路について、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防

第1 危険物の種類

総務課

ここでいう危険物の種類は、次のとおりである。

- 1 消防法第2条第7項で規定する「危険物」
- 2 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項で規定する「火薬類」
- 3 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条で規定する「高圧ガス」
- 4 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第8項で規定する、いわゆる「都市ガス」
- 5 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第203号）第2条で規定する「毒物」及び「劇物」
- 6 労働安全衛生法施行令別表第1に規定する「危険物」
- 7 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条で規定する「核燃料物質」及び核燃料物質によって汚染された物
- 8 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定する「放射性同位元素」
- 9 前各号に掲げた物質に類似する引火性、発火性、爆発性又は毒性を有する物質

第2 危険物等施設の安全性の確保

総務課・都市建設課

1 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者（以下この章において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

2 立入検査の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

3 自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の

作成等の実施に努めるものとする。

4 講習会・研修会の実施

危険物等の取扱規制担当官公署は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

5 防災に資する都市計画の推進

町は、建築物用途の混在を防止するため、工業専用地域等の都市計画を行うものとする。

6 再発防止の徹底

危険物等の取扱規制担当官公署及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第3 情報の収集・連絡体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第4「情報の収集・連絡体制の整備」を準用する。

第4 通信手段の確保

総務課

第2編第1章第2節第5「通信手段の確保」を準用する。

第5 職員の応急活動体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第6「職員の応急活動体制の整備」を準用する。

第6 防災関係機関との連携体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第7「防災関係機関との連携体制の整備」を準用する。

第7 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

総務課・健康介護課

1 救助・救急活動体制の整備

町は、館林地区消防組合消防本部と協力して救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射線漏えいに対する救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2 医薬品、医療資機材の備蓄

町は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

3 消火活動体制の整備

- (1) 町は、平常時から消防機関、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。
- (3) 町及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

第8 緊急輸送活動体制の整備

総務課・都市建設課

第2編第1章第2節第10「緊急輸送活動体制の整備」を準用する。

第9 広報・広聴体制の整備

総務課

第2編第1章第2節第13「広報・広聴体制の整備」を準用する。

第10 防災訓練の実施

総務課

1 防災訓練の実施

- (1) 事業者は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練には、地域住民を参加させるよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第11 その他の災害予防

総務課

1 防災業務関係者の安全確保

事業者は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図るものとする。

2 防除活動体制の整備

- (1) 事業者等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、避難誘導活動及び防除活動のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町、事業者及び河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図るものとする。
- (3) 石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

3 応急復旧活動体制の整備

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第2節 災害応急対策

第1 災害情報の収集・連絡

全ての課局

1 事業者における災害情報の収集・連絡

事業者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署、町、県、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

2 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

(1) 町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は消防保安課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

(2) 消防本部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに消防保安課に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）に基づき、消防保安課に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

- 1 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2 負傷者が5名以上発生したもの
- 3 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの
- 4 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (1) 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (2) 500kℓ以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 5 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えい事故で、付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 6 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- 7 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 8 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が町長にあったもの

- (3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第2号様式（特定の事故）による。（連絡先については、第2編第2章第2節第1「災害情報の収集・連絡」3「災害情報の連絡」参照）

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	
			重 症 人 (人)	
			中 等 症 人 (人)	
			軽 症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材
		事 業 所	自衛防災組織	人
			共同防災組織	人
			そ の 他	人
			消 防 本 部 (署)	台 人
			消 防 団	台 人
			消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人
			海 上 保 安 庁	人
	自 衛 隊	人		
	そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2 通信手段の確保

総務課

第2編第2章第2節第2「通信手段の確保」を準用する。

第3 災害対策本部の設置

全ての課局

第2編第2章第3節第1「災害対策本部の設置」を準用する。

第4 災害対策本部の組織

全ての課局

第2編第2章第3節第2「災害対策本部の組織」を準用する。

第5 職員の非常参集

全ての課局

第2編第2章第3節第4「職員の非常参集」を準用する。

第6 広域応援の要請等

総務課

第2編第2章第3節第5「広域応援の要請等」を準用する。

第7 県防災ヘリコプターの要請

総務課

第2編第2章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」を準用する。

第8 自衛隊への災害派遣要請

総務課

第2編第2章第3節第7「自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第9 救助・救急活動

総務課

1 事業者による救助・救急活動

事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するものとする。

2 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急

活動を行うものとする。

3 資機材等の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

4 救助・救急活動従事者の安全の確保

救助・救急活動実施機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

5 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

6 惨事ストレス対策

町は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第10 医療活動

総務課・福祉課・健康介護課

第2編第2章第5節第2「医療活動」を準用する。

第11 消火活動

総務課

1 事業者による消火活動

事業者は、危険物等災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する消防機関に協力するものとする。

第12 交通の確保

総務課・都市建設課

第2編第2章第6節第1「交通の確保」を準用する。

第13 危険物等の大量流出に対する応急対策

総務課

町、事業者及び河川管理者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用するものとする。

第14 避難の受入活動

総務課・福祉課・健康介護課・教育委員会事務局

第2編第2章第1節第2「避難誘導」及び同章第7節「緊急避難場所の開放及び避難所の開設・運営」を準用する。

第15 広報・広聴活動

総務課

第2編第2章第10節第1「広報・広聴活動」を準用する。

第16 専門知識の活用

総務課

1 専門知識の活用

避難誘導、救助・救急活動、医療活動、消火活動を実施する各機関は、これらの応急対策活動を安全に、かつ、効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報提供を受けるものとする。また、必要に応じ、当該危険物の取扱規制担当官公署等に対し、専門家の派遣を要請するものとする。

2 量子科学技術研究開発機構の協力

量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、実施措置に係る助言、放射線量の測定等の協力を行うものとする。

第17 防護用資機材の確保

総務課

1 防護用資機材の確保

応急対策活動実施機関は、必要な防護用資機材が不足する場合は、相互に融通し合うとともに、必要に応じ被災地域外の関係機関から調達するものとする。

2 量子科学技術研究開発機構の協力

量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、放射線防護用資機材を貸与するものとする。

第18 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

総務課

1 特定事象発生の連絡

原子力防災管理者（注1）は、本町域内において、核燃料物質等（注2）の運搬

中の事故による特定事象（注3）発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として町長等に文書で通報するものとする。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

注1 「原子力防災管理者」

原子力災害対策特別措置法第9条に基づき原子力事業者がその原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者

注2 「核燃料物質等」

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。

注3 「特定事象」

原子力災害特別措置法第10条第1項の規定により通報を行うべき事象であって、事業所外運搬については次のいずれか

- ① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から1m離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されたこと又は検出される蓋然性が高いこと。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から放射性物質が漏えいすること又は漏えいする蓋然性が高いこと。

2 原子力事業者等の対応

- (1) 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講じることにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。
- (2) 原子力事業者等は、原子力災害特別措置法第16条の規定に基づき国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずるものとする。

3 一般公衆の安全の確保

町は、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずるものとする。

第19 その他の災害応急対策

総務課・福祉課・健康介護課・産業振興課・教育委員会事務局

第2編第2章第13節「要配慮者対策」及び同章第14節「その他の災害応急対策」を準用する。

第3節 災害復旧

第1 公共施設の災害復旧

総務課・福祉課・産業振興課・都市建設課・教育委員会事務局

1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

公共施設の管理者は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

2 復旧予定時期の明確化

公共施設の管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2 被災中小企業等の復興の支援

産業振興課

第2編第3章第5節「被災中小企業等の復興の支援」を準用する。

第5章 県外の原子力施設事故対策

第1節 災害予防

第1 基本方針

総務課

1 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲[※]にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本町においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や町産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本章では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、町が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、住民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成27年12月1日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設からおおむね30 km」とされている。

2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本章を見直すものとする。

3 本計画における本章の位置づけ

本章において定めのない事項については「第2編 風水害対策」によるものとする。

第2 情報の収集・連絡体制等の整備

総務課

町は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、県、他市町村及び原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

第3 環境放射線モニタリング情報収集体制の整備

総務課

1 関係機関との協力体制の整備

町は、県外原子力施設事故発生時において県が平時から実施しているモニタリングに関し、県、他市町村、原子力事業者及び環境放射線モニタリング実施機関等と平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第2節 災害応急対策

第1 情報の収集

総務課

町は、原子力災害に対し万全を期すため県と連携を密にし、情報の収集・連絡体制の整備及び充実を図る。

町は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、国、県及びその他防災関係機関等からの情報収集に努める。

第2 異常事象等が発生した場合の対応

総務課・住民環境課

1 空間放射線量率等モニタリング結果の広報

県外の原子力施設において異常事象等が発生した場合、町は、県が行う空間放射線量率等のモニタリングの実施結果を共有し、住民等へ積極的に広報するものとする。

2 水道水、上下水処理等副次産物等の放射性物質検査の実施及び広報

町は、水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を必要に応じて実施し、結果を住民等へ積極的に広報するものとする。

第3 住民等への情報伝達・相談活動

総務課・住民環境課

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 町は、国や県と連携し、異常事象等に関する情報を広く住民に向けて提供し、町内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 町は、県から提供を受けた情報を必要に応じて、報道機関の協力、広報車の利用、インターネットの活用等の手段により効果的な情報伝達を図る。
- (3) 町は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- (4) 町は、伝達する情報について、県及び原子力事業者等と連絡を取り、その内容を十分に確認する。
- (5) 町は、住民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

- 町内の空間放射線量率に関する情報
- 水道水、町産農林水畜産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果
- 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

- (1) 町は、国や県と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。

想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- 放射線による健康相談窓口
- 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
- 町内の空間放射線量に関する相談窓口

- (2) 町は、住民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

第4 水道水、飲食物の摂取制限等

住民環境課・産業振興課

1 水道水の摂取制限等

町は、原子力災害対策指針の指標や、厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づいて、県が町等水道事業者に対し実施する摂取制限等の措置及び広報の要請等に従うものとする。

2 農林水産物等の採取及び出荷制限

町は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた県の指示及び要請に基づき、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう、関係団体及び生産者等に要請するものとする。

3 食料及び飲料水の供給

町は、第2編第2章第8節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動」に基づき、県と協力して住民への応急措置を講ずるものとする。

第5 風評被害等の未然防止

総務課

町は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

第6 各種制限措置の解除

総務課・住民環境課・産業振興課

町は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等福次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第3節 災害復旧対策

第1 風評被害等の影響軽減

総務課

町は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。